SSJDA－092

社会調査・データアーカイブ共同利用・共同研究プロジェクト

「国鉄労働組合婦人部実態調査」（1952 年）の社会的背景
――戦後の社会状況との関係から――

佐藤香（東京大学）
瀬戸健太郎（立教大学）
石島健太郎（東京都立大学）

東京大学社会科学研究所
附属社会調査・データアーカイブ研究センター

2025 年（令和 7 年）3 月

「国鉄労働組合婦人部実態調査」（1952 年）の社会的背景[1]
――戦後の社会状況との関係から――

佐藤香（東京大学）
瀬戸健太郎（立教大学）
石島健太郎（東京都立大学）

1　はじめに

1.1　本稿の目的

本稿は，東京大学社会科学研究所の附属社会調査・データアーカイブ研究センターが運営している課題公募型二次分析研究会「戦後福祉国家成立期の福祉・教育・生活をめぐる調査データの二次分析」の研究成果のひとつである．本研究会は 2017 年度に開始され，相澤真一・石島健太郎・渡邉大輔が研究代表者をつとめてきた．この研究会では，社会科学研究所が所蔵している「戦後労働調査資料」の復元二次分析[2]をおこなっている．

相澤・渡邉・石島・佐藤編（2024）の付録でも述べているように，「戦後労働調査資料」の復元二次分析は，先駆的には苅谷ほか（2000）があるが，その後は 2010 年度から相澤真一を中心として復元作業と分析がおこなわれてきた．これまでの復元二次分析の研究会における代表者として，さきにふれた研究代表者に加えて橋本健二・森直人があげられる．

これまで 6 つの調査が復元されてきたが，「京浜工業地帯調査（従業員個人調査）」を除いて[3]，投入できる資金・人員が制約されていたいため目覚ましい進展を遂げることはできなかった．大きな転機が訪れたのは 2021 年度末である．社会科学研究所の玄田有史所長（当時）から部局長裁量経費の措置を受け，大規模調査のため着手できなかった「国鉄労働組合婦人部実態調査」（1952）および「ソーシャルニーズ調査」（1964）の復元作業を開始することができた．さらに，2022 年 2 月の教授会において玄田所長の発議による提案・承認を受けて，2022-23 年度の 2 カ年にわたるプロジェクトとして正式に発足することとなった．当プロジェクトは，2022 年度は東京大学の第 3 次配分予算およびオンキャンパスジョブの経費により，2023 年度は所内経費およびオンキャンパスジョブの経費をうけて運営された．

「国鉄労働組合婦人部実態調査」の復元については，すでに SSJ Data Archive Research Paper Series (90)として刊行された，前田・堀江・瀬戸（2024）「『国鉄労働組合婦人部実態調査』（1952 年）の復元過程ー『データセットの整備』と『資料保存』は両立しうるか」および佐藤・堀江・瀬戸・前田（2025）「「国鉄労働組合婦人部実態調査」の復元」があるが，本稿は，これらの補論として位置づけられるものである．

---

[1] 本稿は第 97 回日本社会学会大会（11 月 7 日，京都産業大学）の報告資料に大幅に加筆修正したものである．

[2] 復元二次分析については相澤・渡邉・石島・佐藤編（2024）「まえがき」参照．

[3] 「京浜工業地帯調査（従業員個人調査）」の復元にあたっては，橋本健二を研究代表とする科学研究費があてられた．詳細は橋本編（2015）参照．

1.2　前田・堀江・瀬戸（2024）による「国鉄労働組合婦人部実態調査」の概要

前掲の前田・堀江・瀬戸（2024）は，復元プロセスを記録することを主眼としており，調査それ自体については，簡潔な概要が記述されている．ここでは，この概要を紹介することとしたい[4].

まず，戦後労働調査資料の存在を広く知らしめることとなった『戦後日本の労働調査』（労働調査研究会編　1970＝1979）における「国鉄労働組合婦人部実態調査」の位置づけが述べられる．社会科学研究所が開設された 1946 年から 1960 年代の終わりまで，社会科学研究所に配属された経済学・法学・政治学の研究者たちは，戦後の日本社会における労働・社会問題を対象として一連の調査を実施してきた．

その調査実践は第I期（1945 年-1950 年），第II期（1950 年-1955 年），第III期（1955 年-1968 年）に分けられ，それぞれの時期区分のなかでさらにテーマ別に区分される（労働調査研究会編 1970: 22-3）．労働調査が扱うテーマは，基本的には（A）労働組合研究，（B）労働市場研究，（C）貧困研究，（D）中小企業および地域研究の 4 種類とされ，65 の調査が実施された（労働調査研究会編 1970: 23）．「国鉄労働組合婦人部実態調査」は，労働調査研究会編（1970＝1979）では労働調査資料 No.4「国鉄女子労働者調査」と称されている調査である．

ついで調査の概要が以下のように整理される．「国鉄労働組合婦人部実態調査」は，東京大学社会科学研究所講師で労働法学者の藤田若雄と国鉄労働組合婦人部長の丸沢美千代によって，1952 年 5 月に実施された調査である．公式責任者は藤田若雄であり，藤田が国鉄労働組合婦人部による依頼を受けて調査を実施した．対象となったのは当時の国鉄女性職員の全員[5]，約 11,000 人である．自記式の調査票を組合組織を通して配布し，組合本部婦人部への直接の郵送，または分会・支部・地方本部を通しての回収を求めた．研究資金の出所は国労婦人部調査費である．『戦後日本の労働調査』によると 6,820 票が回収され，推定回収率は 60%強であった（労働調査論研究会編 1970: 155）」（前田・堀江・瀬戸（2024）:3）．ただし，復元作業の対象となったのは 6,815 票であった．

前田・堀江・瀬戸（2024）は，さらに調査当時の国鉄において女性労働者がおかれていた状況について言及する．戦後の国鉄で女性労働者が着目された理由は，戦争中に女性労働者が大きく増加していたためである．「国鉄の女性労働者の歴史は，第二次世界大戦を重大な契機として語られることが多い．がんらい労働集約的な特徴をもっていた国鉄は，事業の継続に大量の労働力投入が必要であるにもかかわらず，戦時期において多くの熟練労働者が軍隊の兵員，および占領地鉄道の運営要因として流出していった（林 2010: 46）．こうした状況の戦時下において，出征した男性に代わる労働力供給源として女性労働者が急増したのである．女学生の勤労動員も相まって，1943 年には 14,702 人（3.8%）だった女性労働者が，1 年後の 1944 年 3 月には 49,757 人（11.9%），そして 1945 年 3 月には 102,827 人（22%）

---

[4] 1.2 の記述では前田・堀江・瀬戸（2024）の **1.1.2** および **1.2** を脚注も含めて引用している．

[5] 厳密には，国鉄労働組合婦人部の組合員を対象としている．

まで増加した（林 2010: 50）」（前田・堀江・瀬戸（2024）:5）.

戦後については，以下の整理がなされている.「戦後日本政府は，復員者や外地からの引揚げにより大量に増加した男性失業者対策として，女性労働者を解雇する方針をとり，1949年の労働統計局[ママ][6]推定によると失業した女性の数は250万人とされている（豊田 2007: 61）. これは女性が戦時中についた職を男性に明け渡し，「女性は家庭に復帰させれば良い」とする政府の方策によるものであった（豊田 2007: 62）. 日本政府は1946年に7.6万人の整理解雇を国鉄労働組合総連合会（国鉄総連）に通告したが，国鉄総連のストライキ予告によりこの整理解雇は回避されたとされる[7]. しかしながら実際には，この間も女性労働者の解雇は行われていた. そして，1949年に「行政機関職員定員法」（以下，「定員法」とする）が制定され，国鉄からは約9.5万人の整理解雇が割り当てられ，女性職員のうち約40%が解雇されたとされる（丸沢 1981）」（前田・堀江・瀬戸 2024:5）.

こうしたなかで1948年に国労婦人部長に選出された丸沢美千代は，就任当初から女性労働者を対象とするいくつかの実態調査をおこなってきた. この点については，3節で詳細を述べる.

2　戦争と女性労働者

2.1　日本政府の動員政策

上でみた前田・堀江・瀬戸（2024）が述べているように，戦争中に国鉄の女性労働者は大きく増加したが，女性労働者が増加したのは国鉄に限らない. 多くの職場で女性労働者が増加したのである. この点については，1938 年に公布された「国家総動員法」からの流れで整理した研究が蓄積されている. ここでは，一連の政府の動員政策の主要なものについて，国鉄の女性労働者との関連にもふれつつ，みていくことにしたい.

1939年1月「国民職業能力申告令」（：16〜50歳の技能者を職業紹介所に登録）

1939年7月「国民徴用令」施行

1940年2月「青少年雇入制限令」（：12歳以上30歳未満の男子および12歳以上20歳未満の女子の雇用は厳格な条件のみで認める）

この「青少年雇入制限令」では「不要不急」の産業が若年労働者を吸収することを妨げ，軍需産業へと導くことが意図されていたといえるだろう.

1941 年 12 月「労務調整令」（：国民学校修了者は国民職業指導所の紹介以外では就職できない，14歳以上40歳未満の男子，14歳以上25歳未満の女子は国民職業指導所または指導所長の認可による就職のみとする）

1943年7月「国民徴用令」改正（：国家の要請により誰でも軍需産業に徴用できる）

---

[6] 労働省労働統計調査局の誤りと思われる.

[7] この当時，国家公務員や公共企業体の職員の労働基本権を制限するマッカーサー書簡を受けた1948年改正国家公務員法や公共企業体等労働関係法がなく，公務員も争議権を行使することができた.

「国民徴用令」の改正により，国鉄では若年男子の改札係就業が禁じられたため，女性改札係が配置されるようになった．

1944 年 8 月「女子挺身隊令」（：国民登録をした未婚女性は職場で働くことが義務化）

以上の一連の動員政策によって，重工業分野の仕事に多くの女性が進出した．「工場統計表」を分析した嶋津（1956）によると，1942 年の女性職工数は 1,214,548 人であり，男性職工数は 2,709,909 人であるから，女性は総職工数 3,924,457 人の 31%を占めていたことになる[8]．また，女性職工の 41%が従業員規模 200 人以上の工場で勤務していたという．

ここで注意しておきたいのは，日本の場合，戦争遂行の必要から女性を労働力として動員する場合でも，20 歳または 25 歳までの女性が対象とされていた点である．その最大の理由は，一定の年齢を越えた女性は，結婚・出産・育児といった一連の「女性特有の領域」で生活することを，政府や国民全体が当然視し，また強く期待していたことに求められる．こうした前提は，戦後の女性労働政策にも反映されていくことになる．

ただし，ここで労務動員の対象外とされた既婚女性は，「あくまで「生活に余裕のある既婚女性」」であった（堀川 2022:184-185）．実際には，生活上の必要から働かざるを得ない既婚女性も少なくなかった（堀川 2018，2024）．これらの女性労働者について「政府は，稼得労働をおこなわざるを得ない既婚女性を，あえて一連の勅令や法律において明記せずとも働き続ける労働力として認識していたのである」（堀川 2022:185）．

この時期の女性労働については，当時から，その労務管理に関連して多くの研究が蓄積されてきた．これらの研究を，前掲堀川（2022）は，(1) 女子労務管理にかんする研究，(2) 妊娠，出産，育児期の女性労働者にかんする研究，(3) 母子保護法にかんする研究，(4) 産業報国会の女性指導者に関する研究，(5) 生理休暇にかんする研究，の 5 つに分類して整理している．そのうえで，堀川は，戦時期の女性には，①労務動員の対象となった未婚女性，②労務動員の対象になったが応じなかった未婚女性，③労務動員の対象ではなかったが働いていた女性（多くは既婚），④労務動員の対象とならなかった既婚女性，の 4 つが存在したことを明らかにしている（堀川 2022:190-191）．

上記①の未婚女性にかんしては，学徒動員や女子挺身隊に着目した事例研究も少なくない．たとえば後藤（1990）では，これらの未婚女性労働者が配属された企業には，中島飛行機・海軍工廠・川崎東芝・沖電気などがあったとされており，敗戦後，動員されていた学生は学業に復帰した．堀川（2022）の先行研究分類で（1）に属する研究や，堀川自身の分析によれば，女子挺身隊は労働市場への自発的な参入を必ずしも望んでいなかった「中流階級」出身者が大半を占めていたという．これら女子挺身隊の女性たちも，敗戦後はすみやかに労働市場から退出したと考えることができるだろう．

[8] 同「工場統計表」では女性事務職は 104,259 人，男性事務職は 202,190 人で，事務職に占める女性の比率は 34%である．当時の日本では事務職の需要はまだまだ低かったことがうかがえる．

2.2　飛行機製造業における日米比較と GHQ の女性政策

佐藤（2003）は戦争中の航空機産業に着目して日米比較をおこなっているが，軍需産業への女性の動員はイギリス 800 万人，日本とドイツではそれぞれ 300 万人，アメリカ 600 万人であったとする．また，アメリカでは軍需産業への新規女性就業者の 4 分の 3 が既婚女性であったのに対して，日本ではほとんどが未婚女性であったことを指摘している．これは，前項でみた日本の動員政策による影響である．

新規参入については日米による違いはあるが，実は，終戦後の動向は類似している．日米ともに，航空機産業の女性労働者は退出を余儀なくされるのである．日本の未婚女性もアメリカの既婚女性も，軍需産業での労働は「総力戦遂行のための一時的な仮の姿」であり，戦後は，本来の居場所である家庭に復帰するべきだというのが社会的な認識であった [9]．

このようなアメリカでの女性労働にかんする考え方は，戦後の日本における GHQ の女性政策にも引き継がれていくことになる．GHQ の女性政策は，「狭義の良妻賢母主義」から，家庭を足場として社会活動や職業生活をおこなう「広義の良妻賢母主義」への移行を目指し，政治・教育・労働における女性の権利保障を法制面で整備した点で評価することができるとされている（上村 2007:62）．ただし，GHQ は女性の失業問題よりも女性保護を重視しており，日本政府もその姿勢を共有していた（豊田 2007:229）．

2.3　戦争中の国鉄における労働者代替

1.2 でもみたように，前田・堀江・瀬戸（2024）は林（2010）を引用して戦争中の国鉄における女性労働者の拡大を説明している．こうした労働力代替を国鉄関係者はどのようにみていたのだろうか．戦後の 1955 年に国鉄に入社し，分割民営化後には JR 九州の社長に就任し，1997～2002 年にかけて JR 九州の会長をつとめた石井幸孝は 2022 年に『国鉄―「日本最大の企業」の栄光と崩壊』を刊行した．石井によれば，国鉄の職員数は日中戦争以降に急激に増加した．「戦争によって熟練青壮年労働者を大量に戦場に送り出し，その後，女子と年少労働者を雇用して充足しなければならなかった．女子，年少者による 1 人当たり労働量の減少を，人数で補うので，就業人員の膨張をきたし」た（石井 2022:44）[10]．

石井（2022）は，さらに，女性と年少者によって増大した職員数が国鉄の財政悪化の一因となったとする．財政悪化の原因は人件費だけにあったわけではない．1944 年から 1945 年にかけて石炭産業の従業者が大きく減少し，出炭量が半減し価格が急上昇した．出炭量が戦争中の水準に回復したのは 10 年後のことであった（石井 2022:8）．戦災により車両や線路，駅舎も大きな損害を被っていた．車両の定期修繕は中止され故障車輌の修繕だけがおこなわれる非常措置がとられ，全国 25 の鉄道工場のうち 14 ヶ所が戦災の被害を受けていた（石

[9] ただし，アメリカでは冷戦が始まるとともに航空機産業で就業する女性労働者が再び増加した．

[10] 石井（2022）全体を通して，国鉄の女性労働者について言及があるのは，この一か所のみである．

井 2022:9)．終戦直後の国鉄にとって、これらの復旧も大きな財政的負担となっていた[11]．その後，10 万人近い人員削減を経て，1949 年に国鉄は日本専売公社・日本電信電話公社と並ぶ公共事業体「日本国有鉄道」として発足する（石井 2022:22)．

3　戦後の国鉄労働者

3.1　男性労働者の職場復帰と人員整理問題

終戦直後から日本政府は女性労働者の「家庭復帰」キャンペーンをおこなった．このキャンペーンについては，さきにみた前田・堀江・瀬戸（2024）でも豊田（2007）を引用して議論しているように，国鉄の女性職員の解雇も，このキャンペーンの一環であった．前掲堀川で①に分類される女性労働者の多くは家庭復帰を積極的に受け入れたであろう．家庭復帰政策と相いれずに問題になるのは，堀川分類の③に該当する女性労働者である．

国鉄では，終戦後，徴用労働者が退職するなかで，女性労働者に対しては「依願退職」のかたちで減員を図った．その一方で男性を 5 万人近く採用し，女性から男性への置き換えを進めた．1945 年 9 月から 11 月の 2 か月間で女性職員は 11 万人から 7.2 万人へと減少した．

この間の事情について，前掲の石井（2022）は次のように述べる．「命からがら故郷に引上げてきた同朋，兵役から突如，解散，行き場所を失った軍人たちの中には，当時最大の働き場として，しかも，身近な存在でもあった国鉄を目指した人も多かった．国鉄側も，人材不足もあり，多くの真面目な国民をできる限り受け入れて，国家・国民の再起に一緒に働いてもらおうと，暖かく迎え入れた」（石井 2022:21)．女性や年少者のために人員が過剰である一方で，職種によっては人材不足でもあるという状況だったと考えられる．

1946 年 3 月，国鉄労働組合総連合会が結成される．国鉄内のすべての部門を網羅し，組合員総数が 50 万人を超える大組織であった（升田 2011:22)．この年の 7 月に表明された人員整理案に対しては国鉄労働組合総連合による反対闘争がおこなわれ，その結果，馘首案が撤回された（前田・堀江・瀬戸 2024:5)．

3.2　国労婦人部の結成

1946 年 2 月の国鉄労働組合総連合の結成に続いて，7 月には婦人部が結成される．ここで大阪地連婦人部長に就任したのが丸沢美千代である．

嶋津（1956＝2005）は，国労婦人部の結成について次のように述べている．「国鉄（ママ）婦人部結成の直接の原因は馘首に対する反対であった．戦時中「鉄路の花」などともてはやされて，駅という駅に配置させられた女子労働者が，8 月 15 日とともに休職命令をもって職を追われるという，政府の手段に対するいきどおりを，すでに敗戦と同時にもたせられな

[11] 原田他（1986）は国鉄の輸送力は 1953 年ぐらいにようやく、戦前の水準まで復活したと指摘する。1 人あたり所得が戦前の昭和 9~11 年の水準を突破したのは 1953 年（昭和 28 年）であると報告されていることから（経済企画庁 1954)、少なくとも戦災の国鉄への影響は「世間並み」であると言える。

いものはなかった．そして，国鉄職員の大量整理が発表になるまえの昭和 21 年 2 月 15 日，国鉄関東地方協議会の席上で，女性代表者が「国鉄婦人職員を首切りから守れ」とさけび，このことが契機となって，3 月はじめ，国鉄の本局女子職員の会合が開かれた」（嶋津 1956＝2005:78）．

3.3　丸沢美千代・婦人部長 [12]

丸沢美千代は島根県出身で，家系的には大阪工業大学（のちの大阪帝国大学，大阪大学）教授から満州鉄道に招聘された丸山常哉の姪にあたる（廣田 1984）．高等女学校を卒業後，運輸省が所管していた国鉄に入社する．1946 年 7 月には国労大阪地連婦人部長，1948 年には国労婦人部長に選出され，1958 年度まで就任した．

「国鉄婦人部実態調査」（1952）の企画・実施者としての丸沢の重要性はもちろんであるが [13]，その他にも２つの大きな活動をおこなったことが知られている．第一は労働組合の婦人部存続にかかわる活動であり，第二は労働基準法制定および改正にかかわる活動である．ここでは前者についてみていく．後者については項を改めてみることとしたい．

丸沢が国労大阪地連婦人部長に就任した 1946 年の 11 月，全官公庁の労働組合は国鉄と共同闘争委員会を結成し，待遇改善等を求めた．翌 1947 年に入ると，2 月 1 日午前 0 時に全国一斉にゼネストに入る計画を立てた．ゼネストに入れば，国鉄のすべての運行が止められることになる．1 月 29 日夜に交渉は決裂したが，マッカーサーは 1 月 31 日に超法規的なストライキ中止命令を出してストを中止させた（石井 2022:45）．「2.1 ゼネスト禁止命令」である．この後，いわゆるドッジ・ラインから始まる「逆コース」路線につながっていった．

1947 年のゼネスト計画以来，吉田茂内閣と GHQ は官公庁労働組合の活動に危機感を抱いていた [14]．当時，官公庁の職員数は戦前の約 10 倍となる 150 万人に達していた．国家財政の悪化もあり，1949 年 5 月には官公庁職員の削減を目的とした「行政機関職員定員法」が発表される．国鉄に対しては 9.5 万人の整理が求められた．前掲の嶋津（1956＝2000:82）は「（行政整理のなかでも）その矛先は，全官公庁労組のなかでも国鉄に向けられた．またそのなかでも女子労働者に対する攻撃は最も強かった」としている．実際，この年の国鉄では 1.3 万人の女性労働者が馘首された．

「逆コース路線」は労働組合活動に対しても大きな影響を与えた．終戦直後から労働組合活動を推進してきた GHQ が態度を一変させ，1949 年には婦人部の解体を指示する「スタンダー声明」を出したといわれている（土井 2003）．けれども，その後の豊田（2007）の研究によれば，スタンダー声明は婦人部の解体を指示したものではなかったという．確かに GHQ

---

[12] 3.3～3.5 の記述は石島健太郎作成による 2021 年 11 月 29 日の研究会資料および 222 年 3 月 18 日成果報告会資料にもとづいている．

[13] この調査に関する丸沢の意図等については丸沢（1981a，1981b）が詳しい．前田・堀江・瀬戸（2024）でも簡潔に整理されている．

[14] 1947 年 7 月には官公庁の労働者のストライキ権・団体交渉権を制限する政令「政令二〇一号」が出された．

は婦人部の存在を暫定的なものととらえていたが，この時点での解体は考えていなかった．

労働組合にかんするGHQの基本的理念は，組合員は属性に関係なく一丸となるべきであり，労働者のなかで特定の一部分の声のみを代表する別動隊が存在するべきではないというものだった．とはいえ，これはあくまでも最終目標であり，女性と男性との間に不当な格差が存在する現実を鑑みれば，婦人部の存在は承認されるものであった．

それではスタンダー声明は何を指示したものだったのだろうか．GHQが問題視していたのは婦人部の二重権行使だった．婦人部の組合員は中央執行委員選挙に一組合員として参加するとともに，婦人部代表の選出にも関わる．婦人部代表は中央執行委員でもあり，婦人部員は二重に権利を行使していることになる．これが民主主義の理念に反するものとされ，スタンダー声明は，その解消を指示したものであった．けれども，スカンダー声明を青年部・婦人部の解体指示だととらえた多くの労働組合では，次々と婦人部を解散していった．

スタンダー声明が出された1949年は，うえでもふれた「行政機関職員定員法」が提出された年である．この法案の提出直後，「下山総裁変死事件」「三鷹無人電車暴走事件」「松川列車脱線転覆事件」という国鉄三大怪事件が連続して発生する．騒然とした世情のなかで，先にもふれたように国鉄では9.5万人の馘首および10.8万人の転降職が進められていった．

国鉄の女性労働者の雇用を守ろうとしてきた丸沢からしてみれば，婦人部の解散を受け入れることはできなかった．婦人部を守るため，丸沢は婦人部を解散せずに二重権行使を回避する「丸沢私案」を出してGHQおよび労働省と交渉した．この「丸沢私案」は受け入れられなかったが，さまざまな折衝を経て婦人部の実質的な存続が認められた（豊田 2007:206-221）．だが，この年，国労と日教組以外の組合では，その大部分で婦人部が解散されたのである．多くの労働組合に婦人部が再び戻ってくるのは，サンフランシスコ条約が調印され講和が実現した1952年のことであった．

3.4　労働基準法と国鉄女性労働者

米国政府は，戦中から日本の国際的競争力の強さは，女性と年少労働者を低賃金と劣悪な労働条件のもとで搾取していたことによるという認識を抱いていた（豊田 2007：85）．このため，GHQは労働基準法を制定するにあたり，労働保護の強化を指示していた．女性労働者の保護規定は，具体的には，深夜業や危険有害業務の禁止，産前産後休業，育児時間，生理休暇などにつながっていった．

厚生省労務局の労働保護課は，国会に労働基準法を提出する際に，保護規定によって女性が失業することを想定していた（豊田 2007:134）．女性労働者については失業よりも保護を重視するという方針は，日本政府とGHQが共有していたものだった[15]．国鉄の女性労働者にとって深夜業の禁止は，事実上，国鉄で働くことを不可能とするものであった[16]．

---

[15] 3.1でみたように戦後の日本政府は女性労働者の「家庭復帰」キャンペーンをおこなっており，ここからも女性の失業を重視していなかったことがうかがえる．

[16] 当初の労働基準法案でも逓信省の電話交換手と看護婦の深夜業は認められていた．

国鉄労組は，深夜業禁止への対策として，女性労働者の適職範囲の拡大による配置転換を求めた．当時，女性労働者の解雇が進められるなかで，とくに労働基準法によって禁止されそうな職務に就いている女性を強制的に配置転換して，結果的に辞職させようとする動きが問題になっていた（豊田 2007:135）．

丸沢は深夜業禁止が施行されると女性がさらに解雇されると考え，2 名の国労婦人部代表とともに GHQ を訪問し交渉を試みた．豊田（2007:135-136）は，このときのやり取りを以下のように描写している．丸沢は，現在，夜間に働いている女性がすべて日中の仕事に振り替えられることはなく，24 時間労働制を採用している鉄道では，深夜業が禁止されると女性の雇用は困難になり，新規採用も見送られ，将来的には昇進が阻まれるなどの差別にもつながるだろう，と嘆願した．

丸沢らに対して GHQ 側は次のように回答した．電話交換手と看護婦は「公共に必要不可欠であり，ほとんど女性しか雇用していないため，深夜業を禁止すれば公共に極度の混乱をもたらす」ことになる．確かに鉄道は公共に必要不可欠ではあるが「必ずしも女性だけを雇用しているわけではない」ため，「法律の保護から除外される」必要はない．加えて，２つの職業が除外されているからといって３つ目の職業が除外されるという論理は成立しない．

1947 年 4 月，女性労働者の保護を強く打ち出した労働基準法が公布される．同年 9 月には労働省に婦人少年局が設置され，女性労働者を保護しようとする GHQ の姿勢がより鮮明になった．このとき，婦人労働課長に就任した谷野せつは，女性の深夜業禁止から除外する職種を増やそうと，GHQ に粘り強く働きかけていく．

1948 年，運輸省と国鉄労組は 1380 名の女性踏切番の深夜業禁止からの除外を求めていた．踏切番をする女性たちは官舎に住み，老齢で低学歴ため他の仕事が見つからない．そのため谷野は，既にこの職に就いているものに限って住宅が見つかるまでの期間，深夜業を認めたい．このために「法律の無視」という行政協約を秘密に結ぶことを谷野は考えだす（豊田 2007:137）．

最終的に GHQ は，鉄道踏切番，看守，警官，寮母，通信員の深夜業を「行政的に」認めた．だが，このような行政協約は危険であり，これは単なる一時的措置であって，二度と同様の措置がとられないような配慮をするよう念を押した（豊田 2007:138）．同時に，国鉄の電話交換手も深夜業禁止から除外されることになる．

3.5　丸沢美千代の調査への意欲とその他の活動

労働基準法の制定，労働組合婦人部の解体危機などに対処する一方で，丸沢は現場労働者の実態を知る努力を続けていた．この努力の背景については，前田・堀江・瀬戸（2024:6）を参照していただきたい．「国鉄労働組合婦人部実態調査」（1952）の先駆的な調査である「国鉄女子職員実態調査」（1948）があり，丸沢が婦人部長をつとめていた 1958 年まで，以下にあげるいくつもの調査が実施されていた．

・1954 年「生理休暇と産前産後に関する調査」（主な調査項目：生理休暇取得有無，取得で

きない理由，結婚・妊娠にともなう辞職圧力の有無）
・1955 年「家族問題調査」（小卒時家業，住宅，学歴，生活時間）
・1955 年「国鉄職員家族問題調査」（家族構成，就業形態，収入，住宅，生活時間）
・1956 年？「流産に関する調査」（1954～56 年の流産・早産の有無，その際の休養・発病の有無，労働環境）
・1957 年「賃金の男女差の有無の調査」（職名，勤務地，年齢，採用年，勤続年数，号俸，配偶状態）
・「婦人部調査」（家族構成，自動化への評価，組合活動ができない理由，生理休暇の取得有無と理由）

これらの調査[17]にかかわる資料を含め，神奈川県立図書館の「日本国有鉄道労働組合婦人部資料」には，丸沢が寄贈した当時の（国労）婦人部の資料が収蔵されている．調査資料の他には，「婦人部特報」と題された組合員向けのニューズレターや，丸沢の自記による 20 冊ほどの日誌も残されている．

丸沢はまた，1950 年 5 月にはアメリカに派遣されて女性の市民活動の視察をしている．これは米陸軍省予算のガリオア（GARIOA: Government Appropriation for Relief in Occupied Area）資金のもとで，1947 年の 2.1 ゼネストの端を発する反共政策の一環として，アメリカの労使関係の輸入を意図して実施された事業であった．丸沢をはじめとして各界の女性が派遣されたという（富田 1951，島田 2018）．その体験談は，丸沢（1950）ほか，いくつかの新聞記事にも記されている．

丸沢の日誌には英語によるメモのページも多く，丸沢がある程度まで英語に通じていたことがうかがわれる．3.3 および 3.4 でみた GHQ との交渉が可能であったのも，このような英語の能力に裏打ちされていたのかもしれない．

「国鉄労働組合婦人部実態調査」が実施された 1952 年には，国鉄の女性労働者に対する特別退職措置がとられ，女性職員は終戦時の 10 分の 1 である 1.1 万人まで減少した．1953 年頃には，早稲田大学の労働法研究者であった野村平爾を尋ねて，その後の活動について相談していたとの記録もある（青木・芹澤 2014）．

4 「国鉄労働組合婦人部実態調査」（1952）がもつ意義

ここまで，国鉄を中心として，終戦から 10 年足らずの期間に女性労働者が労働市場から退出していった過程をみてきた．「国鉄労働組合婦人部実態調査」（1952）の 6,815 票のデータはそれにもかかわらず当時の国鉄で就労していた女性たちの「実態」を伝えるものである．

1960 年代に入ると，日本社会は高度経済成長期を迎える．けれども，国鉄運賃は国会審議により定められるため抑制されがちであった．「終戦を境とする狂乱的な物価高騰に対し、常に戦後の国鉄運賃は低く抑えられてきた…（中略）…特に終戦後，数年間の物価との格差比率が大きい．その後も続く格差により，常に自己資金不足に陥り，投資不足で，結局経営

[17] ただし，ほとんどの調査について調査票サンプルが残されているのみである．

体質を劣化させていった．しかも，国は高度成長期であり，ひとり，国鉄の実が取り残されていくことになるのであった」（石井:73）．公社としての国鉄は，1964 年度までは何か黒字経営であったが，この年に初めて赤字となった（石井:106）[18]．その後、国鉄の雇用機会が女性労働者に対して広く開かれることはなかった．むしろ，重なる合理化・再編のなかで女性労働者の職種は縮小し，1983 年には 4,796 人になっていた（大宮 1987）．

本節では，このデータの復元二次分析によって，どのようなことができるのかを考えてみたい．

4.1　女性労働者の「出稼型」性格の再検討

1956 年，大河内一男・磯田進編『講座　労働問題と労働法　第 6 巻　婦人労働』が弘文堂より出版された．その「栞」で編者の磯田は次のように述べている．少し長くなるが，引用しておきたい．

> 男子労働者の場合は，問題は一応「資本対労働」の問題としていわば一元的にとらえられ，処理されることができる（それも「一応」そうだ，というだけではあるが），ところが，婦人労働者の場合には，問題はいわば「対資本」の方向にだけあるのではなくて「対男子労働者」の方向にもあれば「対家族」（家族といっても，あるいは親であり，あるいは夫であり，あるいはシュウトであり，あるいは子供である）の方向にもある．それどころか，「対女性一般」の方向にもあるし，したがってまた，「対自己自身」の方向にも，複雑で困難な問題がある（この最後の要素を抜き去って考えることはあやまりであるが，そのあやまりはしばしば犯されている），これら，いってみればさまざまの方向において存在している問題は，それ自体，おたがいに深刻にからまり合っているが，また，全体が大きく―いわば，高い次元において―「資本対婦人労働」の問題の中に綜合されて行き，各方向からの全圧力が，資本の手を通して，婦人労働者の上に一括的に押しかぶせられることになる．
>
> 私のみるところでは，問題はそのような性質のものである．それは十分立体的であり，複合的である．（中略）婦人労働を論じる際には，それ相当の取りあつかいをしなければならぬ．（中略）なぜそうなのか，どうすればよいのか，ということを，立体的な視野で解明するのでなければ，（中略）現実の提起している切実な問題に対する，ほとんど何の答えにもならない（磯田 1956＝2005）．

戦前の女性労働者の特徴とされる「出稼型」性格も，その根本には「女性の居場所は家庭

18　石井（2022）が指摘するように、国鉄の運賃はインフレ対策として低廉に抑えられてきたことは国鉄の収支を大きく制約してしまった。また、第三次長期計画による主要幹線への設備投資資金が、政府保証のない高金利の資金調達に依拠してしまったことから、国鉄の収支は破綻した（高橋 2000）。つまり、経営の非効率や人件費を持ち出すまでもなく、国鉄の破綻は説明可能である。

である」という強い信念（思い込み）があった．戦争中に，いったんは「出稼型」性格が消失したかのようにみえたが，「戦争終了と同時に，この「戦時型」はくずれて，ふたたび出稼型労働が，日本の労働者，とくに女子労働者の性格をかたちづくる」ことになった（嶋津1956＝2005：64）．

「女性の居場所は家庭である」と主張していたのは，戦後に「家庭復帰」キャンペーンをおこなった日本政府だけではない．GHQ も，男性労働者や男性労働組合員も，女性労働者の親兄弟や夫などの家族も，そして女性自身も，こうした性別規範意識を内面化していた．したがって，女性が雇用労働者であるのは家庭責任を負っていない未婚者である短期間に限られることになる．

さきにみた堀川（2022）は，戦時中の重工業における女性労働者内部の違いを指摘している．労務動員の対象となった未婚女性による「勤労報国隊や女子挺身隊の結成に対しては，実施当初には多くの配慮がなされていた」（堀川 2022:186）．その一方で，労務動員の対象ではなかったがすでに働いていた女性は「「一般女子工員」「常用工員」などと呼ばれ…（中略）…この女性労働者たちと勤労報国隊や女子挺身隊などの女性たちとの扱われ方の違いは著しかった．待遇や作業に対して使用者側が差を設けたことから，職場では女子挺身隊と一般女子工員との軋轢も生じた」（堀川 2022:186）という．

この点をふまえれば，終戦直後の女性労働者も一様でなかったと考えるべきだろう．ここで，労務動員の対象となった女性労働者の多くが積極的に「家庭復帰」キャンペーンを受け入れたとしても，家庭の経済状況などから働き続ける必要が生じた場合もあったであろう．また，「一般女子工員」「常用工員」の女性のなかにも性別規範意識の濃淡はあったであろう．これらの多様な女性労働者が存在したことをふまえれば，労働条件や職場環境にかんする要求の違いや一種の対立などがあったことも想定される．「国鉄労働組合婦人部実態調査」（1952）のデータから，こうした点を読み取ることが可能なのではないかと思われる．

4.2　丸沢の残した「問い」

国鉄労働組合（1954）によれば，「国鉄労働組合婦人部実態調査」（1952）には，次の２つの目的があった．1）現場労働者の多様な実態を正確に把握したい，2）婦人組合員のニーズを把握したい，である．報告書からは，とくに職場環境の整備に関心があったと考えられる（国鉄労働組合 1954）．

職場環境の整備といってもさまざまなものがあるが，短期的・長期的に大別することができるだろう．短期的なものとしては，退職勧告・残業・余暇活動・ハラスメントなどがある．長期的なものとしては，産休や保育施設など女性が「働き続けることのできる職場」の形成があげられる．

これらのニーズを，より強く感じていたのは，どのような女性労働者だったのだろうか．年齢や学歴，未既婚の違い，親の職業や地域によっても異なったはずである．国鉄労働組合（1954）では十分な分析がされていないが，現在のデータ分析の技術をもちいることによっ

て，どのような女性労働者が，どのようなニーズをもっていたのかを，より明確にできる可能性が考えられるだろう．この点については，佐藤・堀江・瀬戸・前田（2025）でも指摘したように，労働組合のジェンダー・バイアスについて個票レベルで分析し研究するという方向も考えられる．

また，実際には分析できなかった課題も残されている．報告書には「職場の権力構造と労働条件の関係こそ調査企画の目標であったが，この課題はついに追究することができなかった」（国鉄労働組合 1954:88）とある．この課題は国鉄における労務管理の問題につながりうる．戦後の国鉄の労務管理については，青木（1983）や禹（1998a，1998b，2003）などの研究蓄積がある．

青木（1983）は終戦から 1949 年の時期に着目しており，1947 年の 2.1 ゼネスト計画とその禁止令から 1949 年の 9.5 万人馘首と 10.8 万人の転降職にいたる過程で生じた国鉄の人事管理における「民主化」を論じている．けれども，9.5 万人馘首のうち 1.3 万人を占めていた女性労働者については，まったく取り上げられていない．膨大な資料を分析した禹（1998a，1998b，2003）においても，女性については同様である．「国鉄労働組合婦人部実態調査」（1952）のデータの存在は，これらの研究から見落とされていた視点があることを物語っている．この視点に立脚したデータ分析に挑戦することも意義のある研究になるだろう．

当然のことながら，上記のテーマ以外にも多様な研究関心のもとでの分析がありうる．多くの研究者に分析していただけることを望んでいる．

5　おわりに

「過渡期としての 1950 年代」（中村 1997）を経て，日本は高度経済成長期を迎えた．高度経済成長期には専業主婦が増加し，「近代家族モデル」を中心とした「家族の戦後体制」（落合 1994）が強固に成立していく．これは，逆にいえば，労働市場における女性の周辺化が進展していったことになる．

ここには，女性保護を重視した労働基準法の影響があったかもしれない．保護規定により，雇用者にとって女性は使いづらい労働者であったことは確かであろう．そのため，既婚女性と比較すれば相対的に保護の必要性が薄い若い未婚女性のみが，男性の補助的要員として，あるいは特定の女性職として，あるいはまた「職場の花」として，労働市場への参入が「許された」のである．

「労働市場への参入が許された」といっても，女性労働者に対して男性労働者のような「メンバーシップ」（濱口 2009）が与えられたわけではない．佐藤・堀江・瀬戸・前田（2025）でも指摘したように，「性別に仕切られた会社身分制」（野村 2007）は強固であり，労働組合も女性労働者に対する「差別」に対しては積極的に取り組もうとはしなかった．1986 年の男女雇用機会均等法以前の日本企業においては，性別定年制や結婚退職制は決して例外的ではなかった．

その結果，日本の企業では出産休暇や育児休暇の制度化が遅れることになった．例外とし

て，1955 年に成立した教員の「産休補助教員」設置法と全電通の育児休職制度の協約があるが，萩原（2008）が指摘するように，全電通の育児休職制度は，実際には「近代家族モデル」を内包することになったのである．

この時代の性別役割規範については，落合（1994）をはじめ，多くの「近代家族」研究（たとえば牟田 1996，上野 1994，山田 1994 など）が明らかにしている．家庭への家電製品の導入も，女性の家事負担を減少させることはなかった（渡邉・前田 2024）．高度経済成長期から数十年間，「女性の居場所は家庭」であり続けた．というよりも，女性は家庭責任を負い続けてきたのである．重要なことは，「近代家族モデル」をバックボーンとしていたからこそ，労働市場で日本型雇用システムが確立し，男性正社員の「メンバーシップ型雇用」を中心とした企業経営が可能になったという点である．

けれども，バブル経済の崩壊後，日本型雇用システムが盤石のものではないことが判明し，現在では「近代家族モデル」も揺らいでいる．「家族の戦後体制」を維持することは不可能になった．そのあらわれのひとつが少子化であろう．

「家族の戦後体制」が成立する直前における国鉄女性労働者のデータと向き合うことで，70 年以上にわたり周辺化されてきた女性労働と「近代家族モデル」について，改めて深く考えることができるのではないだろうか．その可能性を拓く次世代の研究者に期待したい．

［謝辞］「国鉄労働組合婦人部実態調査」の復元作業に際して，東京大学社会科学研究所から原票の利用許可を得るとともに，プロジェクトの遂行に関わる経費の支出を受けました．記して感謝申し上げます．

［文献］

相澤真一・渡邉大輔・石島健太郎・佐藤香編，2024，『戦後日本の貧困と社会保障　社会調査データの復元からみる家族』東京大学出版会．

青木宏之・芹澤壽良，2014，『《日本鉄鋼産業労働組合連合会本部書記》芹澤壽良オーラルヒストリー』平成 26 年度 日本学術振興会科学研究費補助金［基盤研究 B］研究成果報告書．

青木正久，1983，「国鉄における戦後「民主化」運動－人事管理を中心に」『社会政策学会年報』第 27 集:127-150．

土井美登，2003，「戦後初期の国鉄における女性労働者と婦人部活動」『女性労働研究』43：138-145．

後藤敏夫，1990，「戦時下の女性労働の一断面」『城西大学女子短期大学部紀要』: 49-69．

萩原久美子，2008，『「育児休業」協約の成立－高度成長期と家族的責任』勁草書房．

濱口桂一郎，2009，『新しい労働社会－雇用システムの再構築へ』岩波書店（岩波新書）．

橋本健二編，2015,『戦後日本社会の誕生』弘文堂.
原田勝正・山本弘文・増田廣實, 1986, 「戦後復興期の交通・運輸――1946～1954（昭和 21～昭和 29）年」山本弘文編『交通・運輸の発達と技術革新――歴史的考察』国際連合大学:185-208.
廣田鋼蔵，1984,「丸山常哉先生言行録」『生産と技術』36(2):2-5.
堀川裕理，2018,「戦時動員政策と既婚女性労働者－戦時期における女性労働者の階層性をめぐる一考察」社会政策学会誌『社会政策』第 9 巻第 3 号:128-140.
――――，2022,『戦時期日本の働く女たち　ジェンダー平等な労働環境をめざして』晃洋書房.
――――，2024,「戦時期における女性労働－女性たちの労務動員に対する態度の多様性」『日本労働研究雑誌』No.770 September:17-26.
石井幸孝，2022,『国鉄－「日本最大の企業」の栄光と崩壊』中央公論新社（中公新書）.
磯田進，1956,「「婦人労働」の綜合的研究　編集のむずかしさとよろこびと」大河内一男・磯田進編『講座　労働問題と労働法　第 6 巻』弘文堂（復刻版：原ひろ子監修『戦後女性労働基本文献集　第Ⅰ期　第 3 巻　婦人労働』2005，日本図書センター），栞:2-3.
経済企画庁, 1954, 『昭和 29 年　年次経済報告』https://www5.cao.go.jp/keizai3/keizaiwp/wp-je54/wp-je54-0000i1.html（2025 年 3 月 10 日閲覧）
国鉄労働組合，1954,『国鉄婦人労働調査報告』.
国鉄労働組合婦人部，1956,『国鉄の女子職員の実態――電話掛・看護婦・女子車掌』.
林采成，2010,「戦争の衝撃と国鉄の人的運営」『歴史と経済』209: 46-62.
前田一歩・堀江和正・瀬戸健太郎，2024,「『国鉄労働組合婦人部実態調査』（1952 年）の復元過程－『データセットの整備』と『資料保存』は両立しうるか」SSJ Data Archive Research Paper Series (90) ，1-43 頁.
升田嘉夫，2011,『戦後史のなかの国鉄労使　ストライキのあった時代』明石書店.
丸沢美千代，1950,「アメリカの労働婦人」『官業労働』4(10):46-48.
――――，1981a,「国労婦人部実態調査の中で」藤田起編『藤田若雄――信仰と学問』教文館，170-4.
――――，1981b,「国鉄労働組合婦人部創設の頃」『婦人労働と資料』3: 7-20.
牟田和恵，1996,『戦略としての家族－近代日本の国民国家と女性』新曜社.
中村隆英，1997,「過渡期としての 1950 年代」中村隆英・宮崎正康編『過渡期としての 1950 年代　序章』東京大学出版会.
野村正實，2007,『日本的雇用慣行－全体像構築の試み』ミネルヴァ書房.
落合恵美子，1994,『21 世紀家族へ』有斐閣.
大宮みゆき，1987,「講和をめぐる国鉄労組婦人部の動き」女たちの現在を問う会『〈日本独立〉と女たち　銃後史ノート戦後篇　1951.8～1953.6』イザラ書房.
大森真紀，2021,『性別定年制の史的研究　1950 年～1980 年代』法律文化社.

労働調査論研究会編，1970＝1979（復刻版），『戦後日本の労働調査』東京大学出版会.
佐藤千登勢，2003，『軍需産業と女性労働－第二次世界大戦下の日米比較』彩流社.
佐藤香・堀江和正・瀬戸健太郎・前田一歩，2025，「「国鉄労働組合婦人部実態調査」の復元」東京大学社会科学研究所紀要『社会科学研究』第 76 巻:105-122.
島田剛，2018，「日本の開発協力の歴史　バックグラウンドペーパーNo.2 戦後アメリカの生産性向上・対日援助における日本の被援助国としての経験は何か―民主化・労働運動支援・アジアへの展開」JICA 研究所
嶋津千利世，1956，「戦後婦人労働の特質」大河内一男・磯田進編『講座　労働問題と労働法　第 6 巻』弘文堂（復刻版：原ひろ子監修『戦後女性労働基本文献集　第 I 期　第 3 巻　婦人労働』2005，日本図書センター），第 3 章.
高橋伸夫，2000，『鉄道経営と資金調達』有斐閣.
富田展子，1951，『アメリカ婦人の市民活動－その形態と性格』労働省婦人少年局.
豊田真穂，2007，『占領下の女性労働改革――保護と平等をめぐって』勁草書房.
禹宗杭，1998a，「一九五〇年代前半国鉄における新しい人事慣行の模索－「先住権」・「試験」・「職の秩序」」『社会政策学会年報』42 号:273-290.
―――，1998b，「国鉄における職階級の導入とその変容－身分・職・能力の相互関係を中心に」『土地制度史学』第 161 号:18-33.
―――，2003，『「身分の取引」と日本の雇用慣行』日本経済評論社.
上村千賀子，2007，『女性解放をめぐる占領政策』勁草書房.
上野千鶴子，『近代家族の成立と終焉』岩波書店.
渡邉大輔・前田一歩，「耐久消費財の普及は妻の家事時間を減らしたのか」相澤真一・渡邉大輔・石島健太郎・佐藤香編，2024，『戦後日本の貧困と社会保障　社会調査データの復元からみる家族』第 10 章:203-220，東京大学出版会.
山田昌弘，1994，『近代家族のゆくえ―家族と愛情のパラドックス』新曜社.